

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第91号	
事故等名	押船第五十三開神丸被押バージ光鶴乗揚	
発生年月日時刻	平成20年10月15日17時25分ごろ	
発生場所	三重県鵜殿港 鵜殿港南防波堤灯台から真方位287° 80m付近 (北緯33° 44' 9"、東経136° 1' 19")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月10日、12日及び13日横浜・地方事故調査官が海難報告書を精査し、A船長及び機関長から事故発生状況等について電話聴取し、船舶所有者から修理請求書等を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	A 押船 第五十三開神丸 107トン	
船種・船名・総トン数	136558	
船舶番号(IMO 番号)	光鶴海運有限会社	
船舶所有者等	B バージ 光鶴 566トン	
船種・船名・総トン数	なし	
船舶番号(IMO 番号)	光鶴海運有限会社	
船舶所有者等	A 船長 四級海技士(航海)	
乗組員に関する情報		
負傷者	A なし	
損害	A 推進器翼に曲損	
	B 船底外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、B船を押して、船首1.65m、船尾3.45mの喫水をもって、三重県鵜殿港を出航し、徳島県小松島港に向かった。鵜殿港の港口付近において、入航する漁船を避けるために水路の右側に寄ったところ、平成20年10月15日17時25分ごろ、船底に衝撃を感じるとともに砂が巻き上がるのを認めた。 その結果、A船の推進器翼に曲損及びB船の船底外板に擦過傷を生じた。 当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、波高は1mぐらいで潮候はほぼ高潮時であった。	
分析	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事実の解析	A船は、港口付近の狭い水路において、入航船を避けるために右転した際、船位の確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して入航船を避ける際、船位の確認を十分に行わなかったため、両船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	